

結婚新生活支援補助金のご案内

佐用町では、地域における少子化対策の強化を図ることを目的に、経済的理由で結婚に踏み出せない低所得者を対象として、婚姻に伴う新生活を経済的に支援しています（国の結婚新生活支援事業費補助金を受けて実施しています）。

補助の対象となるかた（以下の条件を全て満たすかた）

- ①令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された新婚世帯
- ②夫婦ともに婚姻日において34歳以下の方
- ③新婚世帯の夫婦の合算した所得額が340万円未満であること
ただし、以下の場合は所得制限の特例があります
○婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職をしている場合
○夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を行っている場合
- ④対象となる新婚世帯の住居が佐用町内にあること
- ⑤補助金交付申請時において、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が新婚世帯の住居の住所になっていること
- ⑥他の公的制度による家賃補助又は住宅取得補助等を受けていないこと
- ⑦過去にこの補助金の交付を受けていないこと

補助の対象となる費用・補助金額

以下の①～③の実際に支払った費用で、最大24万円を支援します。

①新規の住宅取得費用

- 令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間に、契約及び支払いを行った住宅取得のための費用

②新規の住宅賃貸費用

- 令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間に支払いを行った賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料（ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については補助対象外となります）

③引越費用

- 令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間に支払いを行った婚姻に伴う引っ越しに係る経費（引越し業者又は運送業者への支払いに係る実費に限る）

お問い合わせ

佐用町役場 健康福祉課 子育て・福祉室

〒679-5380 佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1

電話 82-0661